

建築工事における猛暑日等による作業延伸に対する工期延長について

新潟市が発注する建築工事等は公共建築工事積算基準等（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により積算をおこなっており、一般的な熱中症対策に関する費用（作業用大型扇風機など）は共通仮設費及び現場管理費に計上しております。

近年、猛暑日の観測が多く、日によっては現場作業が困難な時間が長くなることが想定されます。つきまして、猛暑により作業が不能となった場合、下記のとおり対応することといたします。

記

1 対象となる工事

7月30日以降に稼働しているすべての建築工事等のうち、下記「猛暑による作業不可能日数数の算定」により、作業不可能日日数が1日以上工事

2 猛暑による作業不可能日日数の算定

現場における定時の現場作業時間（8時00分から12時00分までと13時00分から17時00分）において、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点※における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間かつ、受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を合計し、8で除した数値とする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

3 工期の延長方法

受注者が「2 猛暑による作業不可能日数」を算定した資料を作成のうえ、受発注者間において協議し、必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について工期を延長し、請負代金額を変更する。

※ 工事場所近傍の観測地点は次のとおりとする。

現場所在区	観測地点
北区・東区・中央区・江南区・西区	新潟
秋葉区	新津
南区・西蒲区	巻

（参考）

環境省 熱中症予防サイト（WBGT 値データを掲載） <https://www.wbgt.env.go.jp/>

問い合わせ先

新潟市都市政策部技術管理課

電話：025-226-3081